

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正 (案)

新	旧
<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第12条 (略)</p> <p>(追加型投資信託の追加信託金等の処理)</p> <p>第13条 規則第<u>57</u>条に規定する追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、次に定めるところにより行うものとする。 (略)</p> <p>(追加型子ファンドの配当等収益計算書)</p> <p>第14条 規則第<u>60</u>条第2項に規定する配当等収益計算書は、別紙様式第1号とする。</p> <p>(上場投資信託の収益分配金計算書)</p> <p>第15条 規則第<u>56</u>条第7号に規定する上場投資信託収益分配金計算書は、別紙様式第5号とする。</p> <p>別紙様式 第1号 (1) (略)</p> <p>(2) 親ファンドの配当等収益額計算書</p>	<p style="text-align: center;">投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則</p> <p>第1条～第12条 (同 左)</p> <p>(追加型投資信託の追加信託金等の処理)</p> <p>第13条 規則第<u>56</u>条に規定する追加型投資信託の追加信託金及び一部解約金の処理は、次に定めるところにより行うものとする。 (同 左)</p> <p>(追加型子ファンドの配当等収益計算書)</p> <p>第14条 規則第<u>59</u>条第2項に規定する配当等収益計算書は、別紙様式第1号とする。</p> <p>(上場投資信託の収益分配金計算書)</p> <p>第15条 規則第<u>63</u>条第7号に規定する上場投資信託収益分配金計算書は、別紙様式第5号とする。</p> <p>別紙様式 第1号 (1) (同 左)</p> <p>(2) 親ファンドの配当等収益額計算書</p>

新					旧				
期 間	親ファンド [*] (名称) の配当等収益額 J	親ファンド残存口数		当該子ファン ドに帰属すべ き配当等収益 額 M (J×L/K)	期 間	親ファンド [*] (名称) 配当等収益額 J	親ファンド残存口数		当該子ファン ドに帰属すべ き配当等収益 額 M (J×L/K)
		総口数 K	当該子ファンド [*] 口数 L				総口数 K	当該子ファンド [*] 口数 L	
		□	□				□	□	
合 計					合 計				

(3) (略)

記載上の注意

- 分配可能額計算書
 - 親ファンドの配当等収益額は、(2) 親ファンドの配当等収益額計算書の当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額の合計額を計上すること。
 - ～ (6) (略)
- 親ファンドの配当等収益額計算書 (略)
- 子ファンドの収益調整金相当額計算書
 - 期間については、当該計算期間の初日の属する月から順次、決算月の前月までの状況について記載すること。ただし、決算月については、決算月の初日から計算期末までの状況を記載することができる。なお、ここで計算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
 - 当該子ファンドの配当等収益額は、(2) 親ファンドの配当等収益額計算書の

(3) (同 左)

記載上の注意

- 分配可能額計算書
 - 親ファンドの配当等収益額は、ファンドの配当等収益額計算書の当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額の合計額を計上すること。
 - ～ (6) (同 左)
- 親ファンドの配当等収益額計算書 (同 左)
- 子ファンドの収益調整金相当額計算書
 - 当該計算期間の初日の属する月から順次、決算月の前月までの状況について記載すること。ただし、決算月については、決算月の初日から計算期末までの状況を記載することができる。なお、ここで計算期算期末とは、当該親ファンドを組み入れる子ファンドが複数ある場合、当該子ファンドの各々の計算期末をいうものとする。
 - 当該子ファンドの配当等収益額は、ファンドの配当等収益額計算書の当

新	旧																																												
書の当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額を順次計上すること。	該子ファンドに帰属すべき配当等収益額を順次計上すること。																																												
(3) ~別紙様式第4号 (略)	(3) ~別紙様式第4号 (同 左)																																												
別紙様式第5号	別紙様式第5号																																												
上場投資信託収益分配金計算書	上場投資信託収益分配金計算書																																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 当期配当等収益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>B. <u>親ファンドの配当等収益額</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>C. 分配準備積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D. 配当等収益合計額 <u>(A+B+C)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E. 経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>F. 収益分配可能額 <u>(D-E)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>G. 収益分配金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>H. 次期 (分配準備積立金) <u>(F-G)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>I. 口数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>J. 一口当り分配金 <u>(G/I)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	A. 当期配当等収益額		B. <u>親ファンドの配当等収益額</u>		C. 分配準備積立金		D. 配当等収益合計額 <u>(A+B+C)</u>		E. 経費		F. 収益分配可能額 <u>(D-E)</u>		G. 収益分配金		H. 次期 (分配準備積立金) <u>(F-G)</u>		I. 口数		J. 一口当り分配金 <u>(G/I)</u>		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 当期配当等収益額</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B. 分配準備積立金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C. 配当等収益合計額 <u>(A+B)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>D. 経費</td> <td></td> </tr> <tr> <td>E. 収益分配可能額 <u>(C-D)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>F. 収益分配金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>G. 次期 (分配準備積立金) <u>(E-F)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td>H. 口数</td> <td></td> </tr> <tr> <td>I. 一口当り分配金 <u>(F/H)</u></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	A. 当期配当等収益額		<u>(新 設)</u>		B. 分配準備積立金		C. 配当等収益合計額 <u>(A+B)</u>		D. 経費		E. 収益分配可能額 <u>(C-D)</u>		F. 収益分配金		G. 次期 (分配準備積立金) <u>(E-F)</u>		H. 口数		I. 一口当り分配金 <u>(F/H)</u>	
区 分	金 額																																												
A. 当期配当等収益額																																													
B. <u>親ファンドの配当等収益額</u>																																													
C. 分配準備積立金																																													
D. 配当等収益合計額 <u>(A+B+C)</u>																																													
E. 経費																																													
F. 収益分配可能額 <u>(D-E)</u>																																													
G. 収益分配金																																													
H. 次期 (分配準備積立金) <u>(F-G)</u>																																													
I. 口数																																													
J. 一口当り分配金 <u>(G/I)</u>																																													
区 分	金 額																																												
A. 当期配当等収益額																																													
<u>(新 設)</u>																																													
B. 分配準備積立金																																													
C. 配当等収益合計額 <u>(A+B)</u>																																													
D. 経費																																													
E. 収益分配可能額 <u>(C-D)</u>																																													
F. 収益分配金																																													
G. 次期 (分配準備積立金) <u>(E-F)</u>																																													
H. 口数																																													
I. 一口当り分配金 <u>(F/H)</u>																																													
記載上の注意	記載上の注意																																												
<p>1. <u>親ファンドへの投資を行う場合には、親ファンドの配当等収益額を、当該区分を設けたうえで別紙様式第1号(2)親ファンドの配当等収益額計算書における当該子ファンドに帰属すべき配当等収益額の合計額を計上する。なお、親ファンドへの投資を行わない場合には、本計算書において、当該区分を設けずに以降の区分を順次繰り上げるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>																																												

新	旧
<p><u>2. 当ファンドの</u>配当等収益額は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」から「支払利息」を控除した額を計上する。</p> <p><u>3.</u> 分配準備積立金は、前期から繰り越された分配準備積立金の額を記載する。</p> <p><u>4.</u> 経費は、当該計算期間中に計上した信託報酬及びその他の経費の合計額を記載する。</p> <p><u>5.</u> 本計算書に記載する金額中信託財産の損失となる金額及び収益の減収又は損失の増加となる金額は負数金額として、その旨を表示する。</p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p><u>1. 当期</u>配当等収益額は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」から「支払利息」を控除した額を計上する。</p> <p><u>2.</u> 分配準備積立金は、前期から繰り越された分配準備積立金の額を記載する。</p> <p><u>3.</u> 経費は、当該計算期間中に計上した信託報酬及びその他の経費の合計額を記載する。</p> <p><u>4.</u> 本計算書に記載する金額中信託財産の損失となる金額及び収益の減収又は損失の増加となる金額は負数金額として、その旨を表示する。</p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p><u>附 則</u> この改正は、平成29年 月 日から実施する。</p>	